2014年 鳥取市議会 2 月定例会 委員会提出議案第 1 号「特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書」反対討論 日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、委員会提出議案第 1 号特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書の提出について、反対しますので討論をおこないます。

この意見書は、先ほどの請願第1号を否決して、その運用に対する要望として提出されたものでありますが、なんら問題を解消するものではありません。

この意見書は、運用の問題を要望していますが、すでに法案提出にあたって、政府・与党の括弧つき「修正」協議を経て、法律の第21条1項では「国民の権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならい」との文言が盛りこまれています。

しかし、この条文は「飾り」にもなりません。秘密の範囲を限定しても、一般国民にも懲罰の対象となることは否定されていません。報道・取材の自由は「保障」ではなく「配慮」だけです。そもそも国民の「知る権利」は、報道・取材の自由さえ確保されれば、保障されるというものではありません。国民が必要な情報を自由に入手・閲覧などが出来る権利であります。この法律は、知る権利の行使自体を犯罪扱いにし、日常的に国民を監視させる仕組みを作るものであります。すなわち、「知る権利の保障に資する」と条文を書いても、知る権利を「保障する」とはどこも書けないところに、「知る権利」とは両立しえないのがこの法案の重大な問題です。意見書にあるように、国民の不安・懸念のそのものの払拭のため運用の配慮を求めても、また説明をいくらしても国民の知る権利の侵害を防止することにはならず、法律の撤廃以外にありません。

以上の理由から、この意見書提出には反対を表明し、討論といたします。